

佐賀県建設工事請負契約約款 令和8年4月30日付け改正 新旧対照表 (令和8年5月14日付け訂正版:赤枠囲み箇所)

改正前	改正後
前略	前略
(関連工事の調整) 第2条 略	(関連工事の調整) 第2条 略
(新設)	2 甲は、乙の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、 乙は、甲の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。
(請負代金内訳書及び工程表) 第3条 略	(請負代金内訳書及び工程表) 第3条 略
2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。	2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)、安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。))並びに建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。))に係る掛金を明示するものとする。
3 略	3 略
(新設)	(適正な労務費の確保等) 第3条の2 甲及び乙は、内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準(建設業法(昭和24年法律第100号)第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。))を踏まえた適正な労務費であることを確認する。 2 甲は、前項の内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を乙に支払わなければならない。 3 乙は、次に掲げる事項を行わなければならない。 (1) 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。 (2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者(次号において「下請負人」という。))に支払うものとする。 (3) 下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。 イ 下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。 ロ 下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負人が直接下請契約を締結する者(ハにおいて「再下請負人」という。))に支払うこと。 ハ 下請負人が、再下請負人との間で、建設工事標準下請契約約款第2条の2に定める事項を含む契約を締結すること。 ニ 乙からの求めに応じて、イ及びロの支払並びにハの契約を締結したことに係る書面を提出すること。 4 甲は、乙に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。 (1) 前項第1号の支払に関する書面 (2) 前項第2号の支払に関する書面 (3) 前項第3号の契約を締結したことに係る書面 5 乙は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

改正前	改正後
(現場代理人及び主任技術者等) 第10条 略	(現場代理人及び主任技術者等) 第10条 略
(1) 略	(1) 略
(2) 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項の規定に該当する場合は、専任の主任技術者)又は監理技術者(同項の規定に該当する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者)及び監理技術者補佐(同項第2号ただし書に規定する者をいう。以下同じ。))	(2) 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項の規定に該当する場合は、専任の主任技術者)又は監理技術者(同項の規定に該当する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者)及び監理技術者補佐(同項第2号ただし書に規定する者をいう。以下同じ。))
(工期の変更方法) 第24条 略	(工期の変更方法) 第24条 略
2 略	2 略
(新設)	3 甲は、第1項の協議に当たっては、乙からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、乙との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して乙が第60条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第61条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。
(請負代金額の変更方法等) 第25条 略	(請負代金額の変更方法等) 第25条 略
2 略	2 略
(新設)	3 甲は、第1項の協議に当たっては、乙からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、乙との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して乙が第60条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第61条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。
3 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。	4 略
(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更) 第26条 略	(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更) 第26条 略
2～8 略	2～8 略
(新設)	9 甲は、第3項又は第7項の協議に当たっては、乙からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、乙との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して乙が第60条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第61条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。
(不可抗力による損害) 第30条 略	(不可抗力による損害) 第30条 略
2～3 略	2～3 略
4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物等であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。))及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。))のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、 発注者が損害合計額を負担するものとする。	4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物等であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。))及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。))のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、 甲が損害合計額を負担するものとする。
(前払い金の用途) 第37条 乙は、前払金(中間前払金を除く。))をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。	(前払い金の用途) 第37条 乙は、前払金(中間前払金を除く。))をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、 前払金額の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。
2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。	2 乙は 、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。